

憩いの森 鳳仙寮 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例及び府中市規則の規定に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人府中西和会
主たる事業所の所在地	東京都府中市西府町二丁目 24 番 6
代表者（職名・氏名）	理事長 松村 秀
設 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 26 日
電 話 番 号	042-360-1353（代表）

2. ご利用事業所の概要

名 称	憩いの森 鳳仙寮	
サ ー ビ ス の 種 類	通所介護 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス	
事 業 所 の 所 在 地	東京都府中市清水が丘二丁目 45 番 4	
電 話 番 号	042-310-9005	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 5 月 1 日指定	1373804234
利用単位・利用定員	2 単位	定員 19 人
通常の事業の実施地域	府中市	

3. 事業の目的と運営の方針

要介護又は要支援状態の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、居宅サービス、介護予防サービス又は府中市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを提供することを目的とします。

4. 通所型サービス 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスの内容

サ ー ビ ス 提 供 日	毎月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は除く)
サ ー ビ ス 提 供 時 間	(1) 9:10～12:20 (2) 13:20～16:30
サ ー ビ ス の 内 容	通所介護計画に沿い、送迎、機能回復訓練その他必要な介護等を行います。

5. 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 料金

(1) 通所型サービス（総合事業対象者）（1月の料金）

項目	報酬単位	1月あたりの利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
通所型サービス1	1,798単位	19,202円	1,920円	3,840円	5,762円
通所型サービス212	1,811単位	19,341円	1,934円	3,868円	5,802円
通所型サービス2	3,621単位	38,672円	3,867円	7,734円	11,601円

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業による市独自基準通所型サービスの利用料（1月の料金）

サービス内容		単位	利用料	自己負担額
3 1 1 通所型サービス	事業対象者が、週1回程度利用した場合又は要支援1の方が利用した場合	1,364単位	14,567円	1,456円（1割）
				2,913円（2割）
				4,370円（3割）
4 1 2 通所型サービス	事業対象者が、週1回程度利用した場合又は要支援2の方が利用した場合	1,375単位	14,685円	1,468円（1割）
				2,937円（2割）
				4,405円（3割）
3 1 2 通所型サービス	事業対象者が、週2回程度利用した場合又は要支援2の方が利用した場合	2,666単位	28,472円	2,847円（1割）
				5,694円（2割）
				8,541円（3割）

(3) 加算

※地域区分別の単価(3級地 10.68円)を含んでいます

加算	単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
栄養アセスメント加算	50	534円	54円	107円	161円	1月につき
栄養改善加算	200	2,136円	214円	428円	641円	3月以内の期間に限り1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	213円	22円	43円	64円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	53円	6円	11円	16円	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,602円	161円	321円	481円	3月以内の期間に限り1月につき
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,709円	171円	342円	513円	
科学的介護推進体制加算	40	427円	43円	86円	129円	1月につき
一体的サービス提供加算	480	5,126円	512円	1,025円	1,537円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ						1月につき ※要支援2、週1回利用の場合は72単位
事業対象者・要支援1	72	768円	77円	154円	231円	
事業対象者・要支援2	144	1,537円	154円	308円	462円	
送迎減算	-47	-501円	-51円	-101円	-151円	送迎が行われない場合/片道につき
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			総単位数の9.2%相当			

(4) その他の費用

- ①喫茶費 1日あたり、130円
- ②おむつ代金 パット33円・リハパン77円
- ③趣味活動費 材料代等実費
- ④その他 実費(作品制作にかかった費用等)

(5) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求書を発送いたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いの確認をしたら、領収証を発行いたします。領収書は必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。) お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

7. サービスご利用の中止

(1) キャンセル規定

サービスを中止した場合、同週内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている日には振替ができませんのでご了承ください。

(2) 健康上の理由による中止

- ・感染症及び体調不良の際はサービスの提供をお断りすることがあります
- ・当日の健康チェックの結果が悪い場合、ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、保証人に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8. 相談・要望・苦情等の窓口

サービスに関する苦情・ご意見については相談窓口にて対応いたします。

相談・苦情受付担当者・・・管理者・生活相談員

苦情解決責任者	管理者 村木 健 042-310-9005
---------	-----------------------

対応①苦情解決責任者の確認のもと、原因を調査し解決方策の検討と対応をいたします。また苦情解決のため、原則申し出人への話し合いを行います。

②苦情・ご意見は対応策と共に苦情白書(3ヶ月ごとに更新)に綴り公表いたします。

その他の苦情受付窓口⇒府中市福祉保健部介護保険課	042-335-4030
東京都社会福祉協議会	03-5283-7020
国民健康保険団体連合会介護保険相談課	03-6238-0177

9. 人権擁護と高齢者虐待防止法

事業所は、虐待防止に関する責任者を選定して、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 村木 健 042-310-9005
-------------	-----------------------

- ・ 虐待防止のための指針を整備します。
- ・ 事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・ 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する1号通所事業（介護予防・通所介護相当）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 個人情報の使用及び提供について

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族の個人情報について、次のとおり、事業者(社会福祉法人府中西和会)が必要最小限の範囲で使用することに同意します。

(1) 個人情報を使用する目的

- ① 利用者の介護認定の申請、更新または変更等のため。
- ② 利用者に関わるサービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンス等での情報提供のため。
- ③ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの必要な連携(サービス担当者会議等)、照会への回答のため。
- ④ 医療機関・保健所等との連絡調整、情報提供のため。
- ⑤ 事故・苦情が発生した場合の都市町村への報告のため。
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または申請のため。
- ⑦ 介護保険施設などにおいて行われる研修生、実習生、学生への教育のため。
- ⑧ 行政の調査、外部機関による施設評価、学会や出版物などでの報告等のため。
- ⑨ サービス提供に係る請求事務等、サービス利用にかかわる運営管理を行うため。

(2) 使用するにあたっての条件

- ① 個人情報の提供は1.に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記録すること。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報。
- ② 認定調査、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知)。